第4回 会下山遺跡・城山遺跡調査委員会 会議録

日 時	平成21年9月11日(金) 14時~18時
場所	芦屋市三条分室会議室 / 会下山遺跡
	委員長石野 博信副委員長福永 伸哉委員菱田 哲郎委員松下 まり子
出席者	(オブザーバー) 文化庁文化財部記念物課主任文化財調査官 禰冝田 佳男 兵庫県教育委員会事務局文化財室課長補佐 深井 明比古 同 審査指導係主査 鐵 英記
	(市) 教育長藤原周三 社会教育部長橋本達広
	(事務局)
	生涯学習課課長補佐 細井 良幸 同 主 査 森岡 秀人
	同学芸員 竹村 忠洋
事務局	生涯学習課
会議の公開	公開
傍 聴 者 数	0人

会議次第

- 1 平成21年度会下山遺跡範囲確認について調査状況の報告及び評価
- (1) 調査状況の概要説明
- (2) 会下山遺跡現地確認
- (3) 調査状況の評価及び今後の調査方針
- 2 国史跡に向けて今後の方向性
- (1) 取り組みの現状
- (2) 史跡範囲の方向性
- 3 その他
- (1) 今後の日程等について

提出資料

資料 会下山遺跡範囲確認調査結果(第3次)一覧表

調査区・遺構等配置図(1/1000)

既往調査等図面(1/2500)

六甲砂防事務所提供 1/1000 地形図

資料 会下山遺跡の土地所有関係図

審議経過

開会

- (藤原教育長挨拶)私は何年も前から,市の宝,市民の財産としての会下山遺跡のもつ価値を大切に思っており,予算の制約はあるものの,継続してこの事業に取り組む必要があると考えています。今後さらに,県民,国民にも誇るべき歴史的財産として,より良い方向で継承を図りたい。
- (禰冝田主任調査官挨拶)会下山遺跡については、その価値の高さから、なぜ未だに国史跡として指定されていないのかという意見もあるなかで、現在の確認調査によって、会下山遺跡の範囲と価値を正確に把握し、今後、適切に保護していかなければなりません。この調査委員会の中で、会下山遺跡の国史跡化について具体的に検討していただきたい。

調査状況の概要説明

- (委員長)それでは,現地確認に先立ち,今回実施した調査状況の概要について,事務局から説明をお願いします。
- (事務局 竹村) < 第3回調査委員会で検討した1~6トレンチについて,設定のねらい 及び市としての調査所見を説明。(資料)>
- (禰冝田主任調査官)本日現地で調査委員会として確認を行った結果,追加調査が必要であると判断される場合は,実施可能なのか。
- (事務局 細井)予算の上限はつきまといますが,追加調査を実施して早期に価値を正確 に把握したいというのが基本的な考えです。
- (委員長)調査委員は,追加調査の要否も念頭において,現地検証に臨んでいただきたい。

会下山遺跡現地視察

山手中学校側から山道を登り,6トレンチ 5トレンチ 4トレンチ 1トレンチ 3トレンチ 2トレンチの順番に検証

6トレンチ

(事務局 竹村)流路のような遺構状の落ち込みが検出されていることと,弥生土器が出土しているが,その点数は少ない。

弥生時代の基盤層と考えている層で掘削を止めている。基盤層直上に弥生土器片が 貼りついている。この土器片が貼りついているのではなく,包含されていると考え ることもできるが,部分的に深掘した結果,当層より下層から遺物は出土していな いので,当層が基盤層と考えて良いと思われます。

- (禰冝田主任調査官)遺構状の落ち込みの肩は,土層断面ではどうなっているか。 落ち込みの平面とトレンチ壁の関係から,必ず土層断面にも確認できるはずであるが,これだけでは見極めることができない。改めて確認する。
- (菱田委員)基盤層に貼りついているという土器片については,サブトレンチを設定して, 本当に貼りついているものなのか,下層に包含しているものなのかを検証した方が 良い。
- (副委員長)トレンチ東端深掘部の下層に包含されている礫は,他のトレンチでもみられるものか。
- (事務局 竹村)他でも確認できるものです。この礫は会下山の基盤層となる岩盤起源の ものと考えられます。

5トレンチ

(事務局 竹村)ベースは,会下山の基盤層である黄色の岩盤であり,その上に4層に細

分できる角礫層が厚く堆積しています。

トレンチ西部は,岩盤が急傾斜となっており,岩盤層直上から遺存状況が良好な高 杯が出土しています。

その他にも弥生土器片が各層から出土していますが,細片で出土点数も少ない。

- (深井課長補佐)高杯が出土している箇所は,明らかに人為的にカットされているように見え,そうであれば間違いなく遺構である。段状遺構になるのではないか。
- (福永副委員長)西部のトレンチ底は基盤層が,まだ出ていないようだが。
- (事務局 竹村)改めてトレンチ底面をみると,トレンチ西端および東端は確実に岩盤が露出していますが,それと比べて西部の一部はまだ軟らかい堆積層が残っているかもしれません。
- (菱田委員)堆積土と考えられる土層を完全に除去して岩盤を露出させれば,人為的にカットされた平坦面が現れる可能性が高いと考えられる。
- (事務局 森岡) 土器自体について言えば,転落,流出性のものではなく,杯部の形状から,弥生時代後期の 2 ないし3 の前半ぐらいのものと思われます。

4トレンチ

(事務局 竹村)トレンチの底面において,遺構の有無について平面的に確認することが 困難であったため,南西側の壁に沿って,幅30cmのサブトレンチを設定し,基盤層 である黄色の岩盤まで掘削。

その結果,検出長約200cmの明瞭な肩をもつ遺構が検出され,この遺構の東側には 検出長約120cmの平坦面が確認されています。

遺構の埋土からは多くの土器片が出土しており、分類したところ、これらは 様式の ものが中心であると考えられます。

- (事務局 森岡)土層にみえる白色の細礫部分は,遺構掘削時に排出されたものの再堆積 であるかもしれません。
- (委員長)掘削された細礫が遺構上にのっており,さらに埋土も隆起していたような状況が観察できる。弥生時代当時に人為的に埋められたものではないか。

会下山遺跡では,M地区で墓跡が見つかっており,この遺構も墓跡の可能性がある。 ガラス小玉が副葬されている可能性があり,埋土全てを水洗選別して確認する必要が ある。

- (菱田委員) 土層を観察すると,土坑状の遺構を平坦面が切っているように見える。2つ の遺構が切り合っているのではないか。
- (事務局 森岡)遺構内の遺物は中期後半に限られるようで,中期に収まる時期の土坑と 見ることが出来ます。

他のトレンチと異なり、平坦面の岩盤が平滑なのは表面が人為的に整形されている可能性が高く、このことからも、この部分が遺構であると言えると思う。それが斜面へと移行し、亀裂のない滑らかさが認められる。この所見により、人の手が加わった斜面と考えられます。

- (深井課長補佐)トレンチをさらに北西へ延長すれば,斜面をカットした部分が検出されると思うので,トレンチを延長する必要がある。
- (禰冝田主任調査官)調査の範囲や深度が最小限に設定されており,今のままでは不明なことが多いので,4トレンチの範囲内で遺構を完掘し,その性格などを判断する必要がある。
- (松下委員)遺構内の埋土は植物遺存体が含まれている可能性があるので,分析ができるように10cm角程度の試料を採取しておくこと。

1トレンチ

(事務局 竹村)平成20年度調査の3トレンチで確認された遺構の連続が平面的に検出 されています。

遺構の基盤層は,C号住居跡と対応しており,やや大きめの弥生土器片が貼りついて検出されています。

- (事務局 森岡)トレンチ壁面では,遺構の上にかかるように土坑状の断面が見えるので, 遺構の重複関係があるのかもしれない。
- (副委員長) 1トレンチで見つかった遺構は,C号住居跡の背後に位置する付帯施設ではないか。

基盤層の対応関係を検証するためには ,現在残っている基盤層上の堆積土を全て除去する必要がある。

- (事務局 竹村) C号住居跡内で,昭和30年代の発掘調査後に堆積した土を除去しており,床面には壁溝が確認できます。
- (委員長)昭和30年代当時,発掘調査終了後,床面を少し土で覆ったと思う。
- (菱田委員) C 号住居跡南西肩の土層断面では,現表土層と旧表土層が確認でき,その間に黄色土が認められるが,これは昭和30年代の発掘調査時の残土ではないか。
- (事務局 竹村)発掘調査報告書に掲載されている当時の発掘調査写真によれば,この場所には残土は積まれていません。
- (事務局 森岡)旧表土上に土が堆積する要因は,発掘調査の残土しか考えられないので, 当時の残土であろう。

竪穴住居に付随する構造物はいくつかのパターンがあって 類例は増えてきている。

F号住居跡

(事務局 竹村)測量実施のために草刈りをした結果,遺構の保存状況がとても見やすく なっています。

F地区及びQ地区の遺構は,中央に登山道が通っており,遺構が削られていることが分かります。

Q地区祭祀場跡

- (委員長)昭和30年代の発掘調査の際,尾根西側で確認された石組遺構があったと記憶している位置に,砂防用アンカーが打設されている。
- (菱田委員)国史跡の指定範囲として,アンカーを取り除くことは出来るのか。
- (深井課長補佐)砂防の必要上,難しいと思われます。

S地区祭祀場跡

(事務局 竹村)今回,測量のために繁茂していた笹を刈ったところ,S地区祭祀場跡と 考えられる窪地が見つかっています。

平成18年に,昭和30年代当時の調査報告書の図面などから推定した地点にS地区の解説板を設置しましたが,その位置は今回見つかった窪地より北方になります。今回見つかった窪地が,正確なS地区祭祀場跡と考えられますが,委員長の意見はどうですか。

(事務局 森岡)S地区の特徴は,一般住居跡に比べ,支柱穴が少なく中央土坑が大きい。 それらの特徴は判断し易く,今回認められた窪地と一致しているので,今回の窪地を 新たに見つかった住居跡とは考えられない。S地区の様相を良く保っています。

当時の景観も参考にする必要があるが,一方,最高点に台状墓や墳丘墓をもつ高地性集落は確認例があるので,S地区の解説板を現在設置している場所には,別種の遺構があるかもしれません。

- (委員長)今回見つかった窪地がS地区祭祀場跡と認められる。
- (深井課長補佐) S 地区北方の隆起と谷状地形については,谷状地形は,尾根を人工的に切った2条の堀割の可能性が高い。

3トレンチ・2トレンチ

- (事務局 竹村)3トレンチでは,岩盤が基盤層となる谷状の地形が検出されています。 遺物は,全く出土されていません。
- (深井課長補佐)3トレンチで確認された谷状地形には人工的なカットが認められ,堀割 と考えられる。
- (副委員長) 2 トレンチ南側の溝状の部分について,人工の遺構か,自然の地形かを判断することは難しい。
- (深井課長補佐)北側の落ち込みは,自然のものと考えられる。南側の落ち込みは堀などかもしれない。
 - 3トレンチ南側の落ち込みが人工の遺構かどうかを検証するために,3トレンチを南方に延長して,対応する肩を見つけるべきである。

遺跡の北部には、尾根を切る堀割が4条ある可能性もある。

- (事務局 竹村)砂防上,樹木を伐採してトレンチを設定することは出来ないので,樹木 は残して,延長線上にトレンチを設定し,対応する肩を見つけます。
- (菱田委員)2トレンチの範囲内では南北方向にのびる溝状の掘り込みに見えるが,一方, やせ尾根が形成される際の土砂崩落の痕跡で,肩が尾根に沿って湾曲しながら南北 方向に延びている可能性もある。延長したトレンチで対応する肩がみつかれば,平 面形態の観察からそれが判明するかもしれない。

調査状況の評価及び今後の調査方針(三条分室会議室)

(委員長)現地での検証結果と追加調査の要否について,事務局からまとめをお願いします。

(事務局 竹村)現地を確認した順にとりまとめ内容を報告します。

6トレンチ

- ・遺構状の落ち込みは、自然の谷状地形の肩。
- ・トレンチ底の土器片が基盤層に貼りついているものか,包含層に含まれるものかを確認するために,土器片に係るサブトレンチを設定し,下層の状況を確認すること。

5トレンチ

- ・トレンチ西端に明らかに人為的にカットされている肩が認められる。
- ・この遺構の底が,まだ検出できていないので,基盤層まで掘削し,遺構の性格を確認すること。

4トレンチ

- ・明らかに弥生時代中期の土坑もしくは溝などのしっかりした肩をもつ遺構がある。 また,岩盤を平滑に整形した面を伴っている。ただし,土層観察すると,両遺構は 重複している可能性が高い。
- ・土坑状の遺構は,土層観察から埋土が隆起しているようにも見え,人為的に埋められている可能性がある。土坑墓などの可能性がある。ガラス玉などが副葬されているかもしれないので,埋土は水洗選別する必要がある。
- ・平滑面の性格を明らかにするために,トレンチを西方(上方)に延長すること。
- ・遺構埋土に植物遺存体が含まれている可能性があり,10cm立方程度の土壌試料の 採取が必要。

・4トレンチ内の遺構は完掘すること。その際,遺構の重複関係を平面的に検証する こと。

1トレンチ

- ・平成20年度3トレンチの遺構の続きが検出されている。土層観察ではピットと重 複しているようにも見えるが,分層できる埋土の差異の可能性もある。
- ・この遺構とC号住居址との層序の関係をみるために,基盤層層より上の堆積土はすべて掘削する必要がある。

3トレンチ

・谷状の落ち込みは、人為的な遺構である。

2 トレンチ

- ・谷状の落ち込みが2ヶ所確認されている。その内の南側のものは,人為的なものにも見えるし,自然地形のようにも見える。北側については,埋土に花崗岩バイラン土が多く含まれることなどから,自然のものと考えられる。
- ・肩の平面形態が湾状になれば、単に斜面が崩落した痕跡の可能性がある。
- ・南側の落ち込みが人為的なものかどうかを確認するために,トレンチ南方にトレンチを追加して設定し,対応する肩を検出する必要がある。

(委員長)ただいまの事務局のまとめについて,トレンチ毎に各委員の意見はどうか。

6トレンチ

- (深井課長補佐)落ち込みについて,遺構である可能性は低く,谷状地形の肩と考えられる。また,トレンチの状況から,土器はさらに低い方へも流れている可能性が考えられる。
- (委員長) 土器の出土はあり,そこに落ちてくる直近あたりまで,人が居たと言うことが 出来るか否かの所見はどうか。
- (深井課長補佐)確実にそのものとは言えませんが,付近にあってもおかしくないと言う ことは可能です。

5トレンチ

(深井課長補佐)明らかに岩盤をカットしている遺構である。平坦面があると考えられる。

4トレンチ

- (委員長)遺構であることは間違いないが,他に考える要素は何か。
- (深井課長補佐)平坦面をもつ遺構から考えると,大きなカットがあることが予測される。 平坦面に溝や土坑などが伴うのかどうか,山側から延長して確認すべき。
- (菱田委員)森岡主査が他のトレンチとは異なると言っているように,平滑な面は,岩盤が人為的に整形されていると考える。平場がどのように形成されたのかを検討していくことによって,遺構の性格がわかるかもしれない。

1トレンチ

- (深井課長補佐)土層断面で遺構とピットの重複関係がある可能性に対して,遺構埋土の細分できる単位がピット状に見えているかもしれない。
- (委員長)今回見つかった遺構は,C号住居跡に,当時,屋根の軒先があったことを考えると位置が近すぎるので,同時期に存在していないという可能性についての所見はどうか。
- (深井課長補佐)同時存在していても問題ないと思われます。

S地区祭祀場跡

(委員長)記憶では,会下山の頭頂部に上がってすぐのところが5地区だった。昭和30

年代の調査では,遺構の分布や地形測量を行っていないこともあり,今回見つかった窪地がS区祭祀場址であると考えられる。

なお,S地区北方付近の谷は堀割の可能性がある。遺跡の北限に何本かの堀割があるのではないか。

3トレンチ

- (深井課長補佐)はっきりとしたカットが認められ,遺構と考えられる。
- (禰冝田主任調査官)西方に新規にトレンチを設定し,堀割の続きの状況を確認してはどうか。

2 トレンチ

- (深井課長補佐)南側の落ち込みは遺構の可能性がある。北側の落ち込みは,風化した礫が凸凹しながら山に向かって続いていたので,遺構ではないと思われる。
- (菱田委員)2トレンチ付近はやせ尾根で,谷への崩落の地形なので,最終的に遺構かど うか結論が出ないかもしれない。
- (委員長)調査状況の評価及び今後の調査方針について,調査委員会としての意見が出ましたが,今回,委員から必要があるとされた追加調査は,市としては出来そうか。
- (事務局 細井)今日の協議を受けて,具体的な仕様と調査期間の設定をこれから事務局で練っていくので,全部出来るかどうかは即にお答え出来ませんが,より効率的に 捗るよう詰めていきます。
- (委員長)この他に意見等はありませんか。
- (深井課長補佐)現在はトレンチ配置図が,1/1000 と1/2500 の地形図に分かれているが,今後は本日配布された国土交通省作成の1/1000 地形図に合成して一枚ものにする方が良い。
- (事務局 細井)測量の完了後は,切り替えるようにします。

国史跡に向けて今後の方向性

取り組みの現状

- (委員長)それでは,本日の議題2について,事務局から説明をお願いします。
- (事務局 細井)取り組みの現状について,口頭で2点報告します。
 - 一つは,前回の調査委員会で協議頂きました地形測量の仕様についてですが,埋標点の設置数及び成果品としての3次元画像など,全て前回の助言を踏まえた詳細仕様にて契約を締結しました。
 - 二点目は,プレスリリースや現地説明会の開催など,市民への公開を積極的に図ることについてですが,まずは,今回の調査予定を市ホームページにアップしています。登山者から,発掘調査についての問い合わせも入ってきている状況ですので,引き続きプレスリリースと現地説明会開催を具体化していきます。
- (副委員長)市長は会下山遺跡を訪れたことがあるか。
- (事務局 細井)市長は,ライオンズクラブが主催する会下山遺跡の草刈活動にも参加されており,遺跡のことは良くご存知です。
 - また,この草刈活動は30年以上継続しているもので,市民の方々の遺跡への愛着が伝わってきます。
- (副委員長)市長と市会議員に発掘調査を見てもらってはどうか。
- (事務局 細井)現地説明会を機に,積極的に案内するよう考えます。

史跡範囲の方向性

- (委員長)史跡範囲の考え方について,各委員の意見はいかがですか。
- (菱田委員)これまでの方針では,県史跡範囲外で新たに遺構の存在を確認し,国史跡の 指定範囲をより広い範囲で設定するという方向性までであったと思う。

新たな遺構の存在は確認でき,そこまでは順調に進んでいる。次はどこまでを範囲とするか。

- (副委員長)亡くなった村川委員は,会下山全山を指定すべきと発言されていたので尊重 したい気持ちがある。
 - 一方,全山とするためには遺構の存在密度がどのくらい必要とされるのかが分からないので,手堅い範囲も視野に入れて検討してきた。

今日は,文化庁からも出席されているので,具体的に尋ねるが,会下山全山を指定する場合,遺構の存在密度の判断基準はどのようなものか。類似の前例などはあるか。

- (禰冝田主任調査官)麓にも遺構があることが前提で,全山指定が基本であり,会下山遺跡でもそれを求めたい。そのためにも6トレンチあたりの確認が重要になる。
 - 全山至るところに遺構があるということでなくても,拡がりがあることが確認できれば全山指定の可能性はある。また,会下山では今の県指定史跡以外で,漢式三翼鏃などが採集されていることも重視される。
- (副会長)6トレンチと山裾までは距離があるが,それで全山の条件は整うか。 また,国史跡指定としては,遺構の可能性だけでいいのか,遺構として確定しな いといけないのか。
- (禰冝田主任調査官)会下山遺跡の集落要素の一つとしてならば,可能性があるとして, 今後明らかにしていくということでも条件は整う。

中腹から山裾にかけての遺構があるかどうかを確かめる必要がある。

- (副委員長)今後,確認調査を続けて,遺構の性格を見極める必要はあるかどうか。
- (禰冝田主任調査官)3トレンチの遺構については,現地形で検討し,推測できた状況を 提示する必要がある。
- (委員長)スケジュール的にも,予算的にも,追加で何ヵ所もトレンチを設定出来ないが, 遺物の表面採集も,国史跡指定範囲の対象とする根拠になるか。

山手中学校の生徒や卒業生が ,これまでに会下山の裾で遺物を多く採集しているはずである。当時の中学生達から遺物の採集地点を聞き取り , 整理する方法がある。

- (禰冝田主任調査官)資料 の調査区・遺構等配置図で一定示されています。
- (事務局 竹村)委員長から,芦屋市教委が関係者から聞き取った情報を基に推定し記載している資料 の漢式三翼鏃採集位置は違うのではないかと指摘を受けています。 先ほど現地検証した際にも,委員長から山手中学校のグラウンド付近で採集された ことを教えて頂きました。
- (禰冝田主任調査官)国史跡指定範囲の設定について,審議会に論理的に説明できるデータと合理的な理由付けを要することは言うまでもなく,精度は上げて欲しい。
- (副委員長)会下山遺跡を踏査してみて,分布調査としても遺物の表面採集の状況を検証 する必要がある。
- (事務局 竹村)今後,踏査などをする場合,土器採集地点をGPSなどで正確に記録する必要がありますか。
- (副委員長) そこまでの精度は必要ない。
- (委員長)今回の調査委員会で一定の成果が上がってきていますが,他に意見等は。

- (菱田委員)遺構の損壊を避けるために,今後,登山道の整備が必要である。遺構を横切っている箇所がある。
- (委員長) F 号住居跡は,遺構を避けるように,登山道を迂回させる必要がある。
- (深井課長補佐)資料で,土地所有者の地権関係をみると,会下山の大半が国土交通省の所有であり,全山指定と重なってくるので,今後調整を図っていきたい。
- (松下委員)会下山は六甲山国立公園の中に入っているのではないか。国史跡になる場合の制限はどうか。
- (深井課長補佐)淡路の洲本城も国立公園内の国史跡であり,環境省との協議が必要である。伐採なども協議が必要となる。
- (松下委員)会下山は,今後,常緑樹が繁茂することで鬱蒼となり,環境が悪くなってしまうと問題がある。
- (事務局 細井)国立公園の制約については,これまで考えていなかったので,次回までに調べるようにします。
- (委員長)国立公園の条件や植生は,国史跡の整備計画において,重要な要素である。
 - 次回には、国史跡の指定範囲について、芦屋市の具体的な案を提示してもらいたい。
- (禰冝田主任調査官)今回の発掘調査成果を,山手中学校の生徒に特別公開するなどの取り組みも必要ではないか。種子島南種町の広田遺跡では,国史跡の指定にあたって, 地元の中学生と高校生も一緒に活動している。

また,調査成果について報道発表する際のコメントには,この調査委員会のメンバー以外から,第三者としての弥生研究者からの評価も受けてほしい。最近は,そういった客観的な要素も史跡化に必要になってきている。

ところで、今回の委員会の意見は、全部通るのかどうか。

- (事務局 細井)例によって予算の制約はつきまといますが,いろいろ工夫して実現して いきたいです。
- (禰冝田主任調査官)今年度中に調査は終了し,平成22年7月までに発掘調査報告書が 刊行できないと,来年度の国史跡指定には間に合わない。

報告書による遺物の整理,遺構の評価が必要となるが,報告書が刊行できるのかどうか。

間に合わないということであれば、国史跡指定前であっても市制70周年記念事業としてシンポジウムを開催し、その成果を報告書に盛り込むという方法もある。

- (委員長)現時点では,市制70周年に国史跡指定を実現させるよう取り組むべきである。
- (橋本社会教育部長) 芦屋市としては , 最大限努力します。
- (禰冝田主任調査官)芦屋市の報告書作成は,詳細過ぎる面もある。土器の小片まで実測 せずに,実測遺物を取捨選択するのが良い。会下山遺跡での出土遺物の状況なら, 実測遺物は10点もあれば足りる。

そして,今回の会下山遺跡報告書の作成方針を,今後の芦屋市全体の報告書作成に も活かしていくことで,より効率的な行政運営へも繋げられたい。

- (委員長)以上で意見も出揃ったようですので,第4回調査委員会の協議は終了します。 その他,今後の予定等については,事務局からお願いします。
- (事務局 細井)本日協議頂いた調査方針や実行すべきこと等について,具体的な仕様やスケジュールに落とし込んでいく必要がありますので,事務局なりに案を作成しましたら,後日連絡させて頂きます。現地説明会なども控えているところですので,引き続きよろしくお願い致します。